

国立大学法人小樽商科大学における禁煙に関する申合せ

(平成13年4月25日制定)

(目的)

第1条 この申合せは、小樽商科大学（以下「本学」という。）において非喫煙者が自らの意思とは関係なく環境中の煙草の煙を吸入すること（以下「受動喫煙」という。）による健康への影響その他の喫煙に伴う弊害の発生を防止することを目的とする。

(本学における禁煙の原則)

第2条 本学内は、屋内外を問わず禁煙とする。但し、喫煙室内、喫煙コーナー及び隔壁等により他の室内空間と遮断され主たる使用者が喫煙者に限定された室内は、この限りではない。

- 2 本学において喫煙をする者は、非喫煙者の受動喫煙の防止に努め、本学の清潔保持に留意し、火の処理に注意しなければならない。

(喫煙室・喫煙コーナーの設置)

第3条 喫煙コーナーを設置する場合は、屋内外を問わず非喫煙者の受動喫煙を防止することができる場所に限る。

- 2 学生のための喫煙室・喫煙コーナーは、教育担当副学長が設置する。
- 3 教員及び事務職員のための喫煙室・喫煙コーナーは、学長が設置する。
- 4 附属図書館その他の施設の管理責任者は、必要に応じて当該施設内に喫煙室・喫煙コーナーを設置することができる。
- 5 屋内における喫煙コーナーには、換気扇又は空気清浄器その他の喫煙対策機器の設置に努めるものとする。

(禁煙原則の違反者に対する指導)

第4条 学長は、第2条に違反する教員及び事務職員に対し適切な指導を行う。

- 2 教育担当副学長は、第2条に違反する学生に対し適切な指導を行う。

(禁煙に関する広報及び啓発活動)

第5条 本学は、禁煙に関する広報及び啓発活動を行う。

- 2 前項の広報活動及び啓発活動に関する基本的な事項は、教育研究評議会で審議する。

(改正手続)

第6条 学長は、この申合せの改正に際しては、教員、事務職員及び学生の意見を広く聴取するものとする。

附 則

この申合せは、平成13年4月25日より施行する。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日より施行する。